

令和3年度  
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会  
募集要領

- 【講習期間】 令和3年6月20日(日)～令和4年2月13日(日)  
【募集期間】 令和3年3月1日(月)～令和3年3月31日(水)  
【実施コース】 応用コース

事業実施主体:東京都・八王子市  
事業運営主体:一般社団法人東京都言語聴覚士会

## 1 目的

この講習会は、失語症者の福祉に理解と熱意を有する方に失語症者とのコミュニケーション手法等の指導を行い、意思疎通支援者を養成し、もって失語症者の福祉の向上を図ることを目的として実施するものです。

## 2 講習内容

概ね次の内容について講習を行います。併せて実習も行います。

- (1) 失語症と合併しやすい障害について
- (2) 福祉制度概論
- (3) コミュニケーション方法の選択法
- (4) コミュニケーション支援技法Ⅱ
- (5) コミュニケーション支援実習Ⅱ
- (6) その他、失語症者の意思疎通支援に必要な事項

## 3 対象者

失語症者の福祉に理解と熱意があり、次の要件を備えている方

- (1) 平成30年度及び令和元年度東京都失語症者向け意思疎通支援者養成講習会必修基礎コースを修了した方
- (2) 東京都内に住所を有するか、または東京都内に日常生活の場を有する方
- (3) 令和3年4月1日現在、18歳以上の方
- (4) 講習会を修了後、都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる方

## 4 募集人員等

- (1) 募集コース・人員

応用コース 24名(東京都20名・八王子市4名)

- (2) 養成目標

多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために、応用的な知識とコミュニケーション技術を習得するとともに、併発の多い他の障害に関する知識や移動介助技術を身につける。

- (3) 到達目標

電車・バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や、複数の方への支援、個別訪問等の場面を想定し、失語症者の多様なニーズに応え、意思疎通の支援を行えるようになる。

## 5 講習期間、講習内容、講習日程及び会場

### (1) 講習期間(時間、回数)

令和3年6月20日(日)～令和4年2月13日(日)(全40時間、年間9回)

### (2) 講習内容

講義及び合同実習

(注1) 下表講習日程の\*印のついた講義を欠席されると、次の講義・実習に支障が生じるため、以降の受講は中断となり修了できません。

(注2) 修了要件は、下表講習日程の\*印のついた講義に出席できていること、かつ、規定の出席時間数(全40時間の8割以上)を満たす必要があります。

### (3) 講習日程及び会場

日時	時間	主な会場 (予定)	最寄り駅
*6月20日(日)	13:00～13:30 開講式 13:40～15:40	中野 サンプラザ	JR・東京メトロ 中野駅
7月4日(日)	13:00～17:00		
7月5日～8月5日	2時間 オンデマンド配信★		
9月18日(土)	10:00～12:00 13:00～17:00		
10月24日(日)	10:00～12:00 13:00～17:00		
11月28日(日)	13:00～17:00		
12月19日(日)	10:00～12:00 13:00～17:00		
1月23日(日)	10:00～12:00 13:00～17:00		
2月13日(日)	10:00～12:00 13:00～15:00 15:10～15:30 修了式		

※ 日程及び会場については、一部変更する場合があります。

※ 講習会場への直接の問合せはご遠慮願います。

※ ★印のオンデマンド配信視聴が困難な方は、7月4日の午前中に中野会場で視聴できます。

## 6 新型コロナウイルス感染防止対応

- (1) 会場では、受講者間の距離を確保し、会場内の消毒、換気、その他必要な感染防止対策を徹底し、安全に受講できるよう運営していきます。
- (2) 受講の際は、マスク着用、検温とともに、体調報告を毎回行っていただきます。参加にあたっての体調管理には十分ご留意いただくようご協力をお願いいたします。
- (3) 一部講習は、インターネットを使用した動画配信による受講を予定しています。
- (4) 新型コロナウイルスの感染状況により、日程や講習の内容等を変更する場合があります。予めご了承ください。

## 7 受講申込書の配布、申込方法及び申込期限

### (1) 申込書の配布

#### ア ホームページにて

東京都言語聴覚士会ホームページ掲載の「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会受講申込書」をダウンロードしてください。

<HP アドレス <https://st-toshikai.org/shitsugo-moushikomi/>>



#### イ 郵送にて

平成30年度及び令和元年度東京都失語症者向け意思疎通支援者養成講習会必修基礎コースを修了した方に対して、郵送いたします。

### (2) 申込方法

以下のいずれかの方法でお申込ください。

#### ア ホームページにて

東京都言語聴覚士会ホームページ掲載の「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会受講申込」の入力フォームにご入力の上、直接送信してください。

<HP アドレス <https://st-toshikai.org/shitsugo-moushikomi/ouyou>>



#### イ メールにて

東京都言語聴覚士会ホームページ掲載の「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会受講申込書」をダウンロードし、必要事項を記載して応募専用アドレスにお送りください。

なお、件名には「応用コース応募」と明記してください。

<応募専用アドレス [oubo-ishisotsu@st-toshikai.org](mailto:oubo-ishisotsu@st-toshikai.org)>

## ウ 郵送にて

所定の申込書に必要事項を記載し、下記送付先へお送りください。

<送付先> 〒164-8512 東京都中野区中野4-1-1 中野サンプラザ9階  
一般社団法人東京都言語聴覚士会 意思疎通支援者養成事業担当（行）

### (3) 申込期限

令和3年3月31日(水)(郵送の場合は当日消印有効)

## 8 選考方法及び期間

(1) 選考方法 書類審査

(2) 結果送付 令和3年4月10日(土)予定

※ 選考結果については、申込された全ての方に郵便でお知らせいたします。

## 9 留意事項

以下に該当する場合、申込を受理できませんのでご注意ください。

(1) 受講対象に適合しないもの

(2) 記載事項不備

(3) 申込期限後の申込み等、その他申込手続きに不備があるもの

## 10 講習会修了者

(1) 本講習会の修了者には、東京都福祉保健局長もしくは八王子市長から修了証が交付されます。

(2) 本講習会の目的を達成し、都内各地域での失語症者向け意思疎通支援事業の充実に資するために、本講習会修了者名簿を作成し、修了者の氏名・修了コース名・住所・連絡先等を都内全区市町村に報告いたします。

修了後は、都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動に協力していただきます。

## 11 その他

(1) 受講料は無料ですが、テキスト代やオンライン受講に係る通信料等については実費をご負担いただきます。

(2) 受講に当たっては、講習に関する連絡用として、当事業の専用メールアドレス（ドメイン名「@st-toshikai.org」）からのメールが受信できるアドレスの登録が必要となります。

なお、収集した情報は、当会の個人情報保護方針に基づき、講習会実施の目的以外には利用しません。

## 12 八王子市にお住まいの方へ

失語症者向け意思疎通支援者養成講習会は、都道府県、中核市及び指定都市が実施主体となります。令和3年度は東京都及び八王子市が合同で実施いたしますので、八王子市にお住まいの方も当講習会にお申込ください。

### 【問合せ先】

一般社団法人東京都言語聴覚士会 失語症者向け意思疎通支援者養成事業委員会

電話：03-6859-7568

FAX：03-6859-7441 ※東京都言語聴覚士会 意思疎通支援者養成事業担当（行）と明記

メール：[ishisotsu@st-toshikai.org](mailto:ishisotsu@st-toshikai.org)